

## 第4章

//////  
今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み



## 第4章

## 今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

## 1 乳幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容及び実施時期

## (1) 認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとなります(同法第19条)。その際の認定の区分についてまとめると下記の通りとなります。

## ■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	満3歳～就学前	幼稚園・認定こども園	専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭等
2号認定	満3歳～就学前	幼稚園(就労している)	幼稚園と保育所を併願する共働き家庭等特例
	満3歳～就学前	保育所・認定こども園	共働き家庭等
3号認定	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園+地域型保育	共働き家庭等

## ■事業一覧

事業	対象事業
教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園
地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育(定員6～19人)</li> <li>・家庭的保育(定員5人以下)</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育(事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る)</li> </ul>
認可外	その他の認可外施設、事業所内保育所(従業員子ども専用)
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園(子ども子育て支援制度施行以前の制度の継続を希望する園)

## (2) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

### ① 0歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園、保育所及び地域型保育事業において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

#### ■量の見込み及び確保の内容

本庄地域（高崎線以北）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		31	30	30	30	30
確保の内容	認定こども園・保育所	42	42	42	42	42
	地域型保育事業	1	1	1	1	1
	認可外保育施設	6	6	6	6	6

本庄地域（高崎線以南）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		84	82	78	77	74
確保の内容	認定こども園・保育所	84	84	84	84	84
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

児玉地域		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		43	42	40	38	42
確保の内容	認定こども園・保育所	40	40	43	43	43
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	3	3	3	3	3

② 1・2歳児保育（3号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭等の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園、保育所及び地域型保育事業において、必要な1・2歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

本庄地域（高崎線以北）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		168	170	170	170	170
確保の内容	認定こども園・保育所	153	157	157	157	157
	地域型保育事業	8	8	8	8	8
	認可外保育施設	7	7	7	7	7

本庄地域（高崎線以南）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		218	218	218	218	215
確保の内容	認定こども園・保育所	206	206	206	206	206
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	12	12	12	12	12

児玉地域		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		148	145	139	135	127
確保の内容	認定こども園・保育所	136	138	142	142	142
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	12	12	12	12	12

③ 満3歳～就学前児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所において、必要な満3歳～就学前児教育・保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

本庄地域（高崎線以北）		H27年度		H28年度		H29年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
必要利用定員総数（人）		277	357	250	353	240	346
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	0	385	0	381	0	381
	確認を受けない幼稚園	485		485		485	
		H30年度		H31年度			
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
必要利用定員総数（人）		234	343	206	314		
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	0	381	0	381		
	確認を受けない幼稚園	485		485			

本庄地域（高崎線以南）		H27年度		H28年度		H29年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
必要利用定員総数（人）		345	335	320	309	307	304
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	120	476	120	476	120	476
	確認を受けない幼稚園	305		305		305	
		H30年度		H31年度			
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
必要利用定員総数（人）		285	288	278	286		
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	120	476	120	476		
	確認を受けない幼稚園	305		305			

児玉地域		H27年度		H28年度		H29年度	
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定
必要利用定員総数（人）		98	330	90	321	87	306
確保 の 内容	認定こども園・幼稚園・ 保育所	0	424	90	362	105	355
	確認を受けない幼稚園	160		0		0	
		H30年度		H31年度			
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定		
必要利用定員総数（人）		83	292	80	279		
確保 の 内容	認定こども園・幼稚園・ 保育所	105	355	105	355		
	確認を受けない幼稚園	0		0			

## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制確保の内容及び実施時期

### (1) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた次の13事業であり、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

- |                              |               |
|------------------------------|---------------|
| ① 利用者支援事業                    | ② 地域子育て支援拠点事業 |
| ③ 妊婦健康診査事業                   | ④ 乳児家庭全戸訪問事業  |
| ⑤ 養育支援訪問事業                   | ⑥ 子育て短期支援事業   |
| ⑦ ファミリー・サポート・センター事業          | ⑧ 一時預かり事業     |
| ⑨ 放課後児童健全育成事業                | ⑩ 延長保育事業      |
| ⑪ 病児・病後児を保育する事業              |               |
| ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業           |               |
| ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |               |

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市では、子育て家庭等を支援する事業を実施するため、計画期間における事業の量の見込みとその見込み数に見合う利用定員や提供体制を確保方策として次のように計画しています。

#### ① 利用者支援事業【新規】

子どもや保護者に対して、認定こども園・幼稚園・保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

#### ■量の見込みと確保方策

内容の詳細については検討中ですが、本市における子育て家庭の保護者がどのような支援を求めるか見極めたうえで、支援員を配置するなど、より多くの人々が有効活用できる支援事業を実施していきます。

アンケート調査対象外	量の見込みは担当課による推計
------------	----------------

#### ●量の見込みと確保方策

単位：箇所

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (実施希望箇所数)	1	1	1	2	2
確保方策 (実施箇所数)	1	1	1	2	2

## ② 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターやつどいの広場で、子育て中の親子の交流の場の提供、育児相談、子育てに関する講習会・情報提供等を行う事業です。

### ■現状

子育て支援センターやつどいの広場など、市内8箇所において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

### ●地域子育て支援拠点事業の実施状況 単位：箇所、人日

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	8	8	8
延べ利用親子数	33,333	33,026	32,446

### ■量の見込みと確保方策

引き続き、子育て支援センターやつどいの広場で実施し、事業量の確保に努めます。平成27年度から児玉地域において子育て支援センターが新たに1箇所設置となります。

アンケート調査の対象家庭	0～2歳児がいる家庭
--------------	------------

### ●量の見込みと確保方策

単位：人日、箇所

本庄地域（高崎線以北）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み （延べ利用親子数）	15,744	14,412	13,920	13,632	13,428
確保方策（実施施設数）	2	2	2	2	2

本庄地域（高崎線以南）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み （延べ利用親子数）	16,536	16,344	15,828	15,372	14,916
確保方策（実施施設数）	3	3	3	3	3

児玉地域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み （延べ利用親子数）	19,968	19,008	18,300	17,520	16,572
確保方策（実施施設数）	4	4	4	4	4

※上記のほか、幼稚園において本庄地域（高崎線以北）で定員160人、本庄地域（高崎線以南）で定員175人、児玉地域で定員30人による子育て支援事業を実施

③ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の一環として、妊婦健康診査や超音波検査等を行う事業です。

■現状

埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、契約医療機関や契約助産所等において、妊婦健康診査を実施しています。母子健康手帳申請時に、14回の各種検査が受けられるよう受診券・助成券を交付しています。

●妊婦健康診査事業の実施状況 単位：人

	H23年度	H24年度	H25年度
母子健康手帳交付数	587	613	559
受診券・助成券延べ利用者数	6,800	6,978	6,806

■量の見込みと確保方策

引き続き、埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、契約医療機関や契約助産所等における受診体制の確保を図ります。さらに、受診できる医療機関の増加に努めるなど、受診する妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

アンケート調査対象外	量の見込みは担当課による推計
------------	----------------

●量の見込み 単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の 見込み	母子健康手帳 交付数	560	570	570	570	570
	受診券・助成券 延べ利用者数	7,000 (12.5回/1人)	7,125 (12.5回/1人)	7,125 (12.5回/1人)	7,239 (12.7回/1人)	7,239 (12.7回/1人)

●確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保方策					
実施体制	個別健診				
実施場所	産科医院等（契約医療機関）				
実施時期 及び検査項目	① 妊娠 8週頃	基本的な妊婦健康診査、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、風疹ウイルス抗体検査、B型肝炎抗体検査、C型肝炎抗体検査、HIV検査			
	② 妊娠 12週頃	基本的な妊婦健康診査			
	③ 妊娠 16週頃	基本的な妊婦健康診査、超音波検査			
	④ 妊娠 20週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑤ 妊娠 24週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑥ 妊娠 26週頃	基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査			
	⑦ 妊娠 28週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑧ 妊娠 30週頃	基本的な妊婦健康診査、超音波検査、B群溶血性レンサ球菌検査			
	⑨ 妊娠 32週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑩ 妊娠 34週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑪ 妊娠 36週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑫ 妊娠 37週頃	基本的な妊婦健康診査、超音波検査、血液検査（血算）			
	⑬ 妊娠 38週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑭ 妊娠 39週頃	基本的な妊婦健康診査			

妊娠 30 週頃までに実施 HTLV-1 抗体検査

妊娠 30 週頃までに実施 性器クラミジア検査

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、保健師・助産師が赤ちゃんの体重測定や育児等の相談、健診、予防接種等のご案内を行う事業です。

■現状

市内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、市の保健師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

●乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

単位：人

	H23年度	H24年度	H25年度
訪問乳児数	—	419	469

■量の見込みと確保方策

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、市の健康推進課による事業の実施を予定しており、保健師、助産師により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

アンケート調査対象外	量の見込みは担当課による推計
------------	----------------

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（訪問乳児数）	520	515	510	495	485
確保方策					
実施体制	3人（保健師：専従換算1人、助産師：2人）				
実施機関	健康推進課				

⑤ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問や関係機関からの連絡等により把握した、養育支援が必要な家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を保健師等が訪問により実施していきます。

■現状

養育のための支援が必要な児童、保護者及び妊婦に対し、市の健康推進課の保健師、助産師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

●養育支援訪問事業の実施状況

単位：人

	H23年度	H24年度	H25年度
被訪問実人数	—	155	148
延べ被訪問人数	—	196	263

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去実績と同等の事業量を見込んでいます。引き続き、市の健康推進課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師等により必要な事業量の確保に努めます。

アンケート調査対象外	量の見込みは担当課による推計
------------	----------------

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (被訪問実人数)	150	155	160	160	160
確保方策					
実施体制	1人(保健師：専従換算1人)				
実施機関	健康推進課				

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

お子さんを養育している保護者が、疾病、出産、看護、出張、冠婚葬祭などの理由により一時的に家庭においてお子さんの養育が困難となった場合等に、市と契約した乳児院や児童養護施設で短期間お預かりする事業です。

■現状

市と委託契約した児童養護施設や乳児院5箇所において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業を実施しています。

●子育て短期支援事業の実施状況 単位：箇所、人

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	5	5	5
実利用者数	1	3	7
延べ利用者数	2	21	26

■量の見込みと確保方策

ニーズ量が過剰に算出されていると判断される（※子どもを預けるのに困難であったことがあると回答したすべての家庭のニーズに含める方法を用いたため）ことから、利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、引き続き5箇所の児童養護施設や乳児院で事業を実施し、事業量の確保に努めます。

また、認知度が低い事業のため、事業の周知方法を工夫したうえで、周知に努めます。

アンケート調査の対象家庭	0～5歳児がいる家庭
--------------	------------

●量の見込みと確保方策 単位：人日、箇所

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (利用希望者数)	32	31	30	29	28
確保方策					
委託施設数	5	5	5	5	5
利用可能人数	48	48	48	48	48

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かりや送迎など、「子育ての手助けを受けたい」「子育ての手助けができる」という人たちが会員になって一時的な育児の援助活動を行う事業です。

■現状

本市では、社会福祉法人本庄市社会福祉協議会へファミリー・サポート・センター事業を委託しています。依頼会員（援助を受けたい人）、援助会員（援助ができる人）、両方会員（援助を受け、また、援助ができる人）に会員登録していただき、事業を実施しています。

●ファミリー・サポート・センター事業の実施状況 単位：人

	H23年度	H24年度	H25年度
依頼会員登録者数	158	174	185
援助会員登録者数	89	92	98
両方会員登録者数	13	14	18
延べ利用者数	688	1,106	1,316

■量の見込みと確保方策

引き続き、委託によりファミリー・サポート・センター事業を実施します。事業の利用者数が年々増加していることから、今後も援助会員の増加を図り、事業量の確保に努めます。また、事業の認知度が高いにもかかわらず利用実績が低いことから、利用条件など利用者の利便性の向上に努めます。

アンケート調査の対象家庭	6歳～11歳児がいる家庭
--------------	--------------

●量の見込みと確保方策

単位：人日

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (利用希望者数)	1,400	1,500	1,600	1,600	1,600
確保方策 (延べ援助者数)	1,819	1,966	2,125	2,297	2,483

⑧-1 一時預かり事業①（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

降園時間後も、保護者の都合でお子さんを預ける必要のある方、または、お友だちと遊び足りないお子さんのために、お子さんをお預かりする事業です。

アンケート調査の対象家庭	3歳～5歳児がいる家庭
--------------	-------------

■現状

市内の幼稚園8か所において、預かり保育を実施しています。

●幼稚園における預かり保育の実施状況 単位：箇所、人日

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	8	8	8
利用延べ児童数	29,086	30,359	29,761

●量の見込みと確保方策

単位：人日

本庄地域 (高崎線以北)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	専業主婦（夫）家庭、 就労時間短家庭による利用	2,309	2,281	2,236	2,217	2,030
	共働き家庭等 による利用	9,813	9,695	9,507	9,421	8,632
	合計	12,122	11,976	11,743	11,638	10,662
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920

本庄地域 (高崎線以南)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	専業主婦（夫）家庭、 就労時間短家庭による利用	4,622	4,267	4,184	3,975	3,931
	共働き家庭等 による利用	10,357	9,563	9,376	8,910	8,809
	合計	14,979	13,830	13,560	12,885	12,740
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	12,772	12,772	12,772	12,772	12,772

児玉地域		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	専業主婦（夫）家庭、 就労時間短家庭による利用	115	115	115	115	115
	共働き家庭等 による利用	2,899	2,899	2,899	2,899	2,899
	合計	3,014	3,014	3,014	3,014	3,014
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	4,592	3,444	3,444	3,444	3,444

### ⑧-2 一時預かり事業②（在園児以外を対象とする一時預かり）

保護者の病気、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、0歳から就学前までのお子さんを一時的にお預かりする事業です。

#### ■現状

市内の保育所（園）8か所において、一時預かり事業を実施しています。

#### ●一時預かり事業（在園児以外を対象）実施状況 単位：箇所、人日

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	7	7	8
利用延べ児童数	2,169	1,912	2,852

#### ■量の見込みと確保方策

引き続き、継続実施し、利用機会の拡充を図るため広報啓発に努めます。事業の利用者数が年々増加していることから、ファミリー・サポート・センター事業とあわせて事業量の確保に努めます。

アンケート調査の対象家庭	0歳～5歳児がいる家庭
--------------	-------------

●量の見込みと確保方策

単位：人日

本庄地域 (高崎線以北)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（利用希望者数）		2,790	2,575	2,493	2,443	2,389
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	ファミリー・サポート・ センター事業	126	126	126	126	126
	合計	2,526	2,526	2,526	2,526	2,526

本庄地域 (高崎線以南)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（利用希望者数）		4,715	4,643	4,498	4,366	4,237
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	6,240	6,240	6,240	6,240	6,240
	ファミリー・サポート・ センター事業	178	178	178	178	178
	合計	6,418	6,418	6,418	6,418	6,418

児玉地域		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（利用希望者数）		1,952	1,952	1,952	1,952	1,952
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
	ファミリー・サポート・ センター事業	40	40	40	40	40
	合計	9,640	9,640	9,640	9,640	9,640

※一時預かり事業（在園児対象型を除く）の確保方策の数値は、事業実施園の定員合計数に開園日数を乗じて算出。

⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

留守家庭の児童に対して、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

■現状

本市では、市内計19か所において、小学校に入学しているおおむね10歳未満の児童で、保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

●放課後児童クラブの実施状況

単位：箇所、人

	H23年度	H24年度	H25年度
設置数	16	18	19
入室児童数			
小学1～3年	548	558	571
小学4～6年	117	143	164

■量の見込みと確保方策

対象児童の学年が6年生に拡大することもあり、より多くのニーズが見込まれます。さらに、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、小学校区を基本とした12の区域ごとに必要な事業量を見込むこととしました。

市内19か所のクラブにおいては引き続き事業を実施し、平成27年度から新たに2箇所設置となります。ニーズ量の推移を見ながら必要に応じて定員の拡大を図ることで、事業量を確保します。

アンケート調査の対象家庭	6歳～11歳児がいる家庭
--------------	--------------

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
本庄東小学校区					
量の見込み（利用希望者数）	78	76	75	72	71
確保方策（定員数）	80	80	80	80	80
本庄西小学校区					
量の見込み（利用希望者数）	69	69	69	69	69
確保方策（定員数）	69	69	69	69	69
藤田小学校区					
量の見込み（利用希望者数）	40	40	40	38	33
確保方策（定員数）	25	25	40	40	40

仁手小学校区					
量の見込み(利用希望者数)	47	43	47	57	53
確保方策(定員数)	47	47	47	60	60
旭小学校区					
量の見込み(利用希望者数)	127	125	111	101	91
確保方策(定員数)	104	104	104	104	104
北泉小学校区					
量の見込み(利用希望者数)	69	73	78	84	88
確保方策(定員数)	100	100	100	100	100
本庄南小学校区					
量の見込み(利用希望者数)	52	51	54	57	57
確保方策(定員数)	71	71	71	71	71
中央小学校区					
量の見込み(利用希望者数)	85	86	89	90	87
確保方策(定員数)	97	97	97	97	97
児玉小学校区					
量の見込み(利用希望者数)	104	102	103	108	107
確保方策(定員数)	119	119	119	119	119
金屋小学校区					
量の見込み(利用希望者数)	60	58	56	52	51
確保方策(定員数)	47	47	55	55	55
秋平小学校区					
量の見込み(利用希望者数)	44	44	38	42	48
確保方策(定員数)	48	48	48	48	48
共和小学校区					
量の見込み(利用希望者数)	49	49	49	46	46
確保方策(定員数)	56	56	56	56	56

※上記のほか、幼稚園において本庄東小学校区で定員25人、本庄西小学校区で定員20人、北泉小学校区で定員15人による学童保育事業を実施

⑩ 延長保育事業

通常の保育時間の前又は後に保育園が在園児をお預かりする事業です。

■現状

本市では、17か所の保育園において、通常保育時間の前後の時間について、延長保育事業を実施しています。

●延長保育の実施状況

単位：箇所、人

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	17	17	17
利用実人数	未集計	832	580
延べ利用人数	50,876	36,595	36,496

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、算出されたニーズ量を上回る事業量を見込むこととし、引き続き市内17箇所の保育園における延長保育事業の実施を推進し、事業量の確保に努めます。

アンケート調査の対象家庭	0歳～5歳がいる家庭
--------------	------------

●量の見込み

単位：人

本庄地域（高崎線以北）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（利用希望者数）	360	342	332	328	310
確保方策（定員数）	430	430	430	430	430

本庄地域（高崎線以南）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（利用希望者数）	404	387	378	361	356
確保方策（定員数）	725	725	725	725	725

児玉地域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（利用希望者数）	89	86	82	79	75
確保方策（定員数）	415	415	415	415	415

※上記のほか、幼稚園において本庄地域（高崎線以北）で定員420人、本庄地域（高崎線以南）で定員305人、児玉地域で定員80人による長時間預かり保育事業を実施

⑪ 病児・病後児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

病中または病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合で、保護者が勤務等の事情により家庭で保育できない場合に一時的に保育する事業です。

■現状

本市では、病児・病後児保育事業について計2箇所の施設で実施しています。

●病児・病後児保育の実施状況

単位：箇所、人

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	2	2	2
利用延べ人数	78	165	129

■量の見込みと確保方策

当面は、引き続き現状の施設において病児・病後児等保育事業を実施します。

アンケート調査の対象家庭	0歳～5歳児がいる家庭
--------------	-------------

●量の見込みと確保方策

単位：人日

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（利用希望者数）	922	888	854	820	820
確保方策（定員数）					
病児	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
病後児	700	700	700	700	700
体調不良児	600	600	600	600	600

⑫ **実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■確保方策

国が示す具体的内容を踏まえて、実施時期・実施内容等を決定します。

⑬ **多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

■確保方策

利用者ニーズに対して供給量の不足が生じるなど、特定教育・保育施設等の設置または運営促進が必要であると認められた場合に実施時期・実施方法等について検討します。

### 3 基本方針に基づく取り組み

本計画の策定にあたり実施したアンケート調査の結果等からうかがえる住民ニーズをもとに、5つの基本方針ごとに事業を展開してまいります。

#### (1) 地域における子育ての支援

##### 【アンケート調査等からうかがえる市民ニーズ】

- ・通常保育とは異なる一時的な保育、急な保育への対応
- ・登園や降園時の送迎サービス
- ・事業についての情報提供や相談等の場の充実

##### 【現状と取り組みの方向性】

すでに実施している事業で対応可能と思われるものもありますが、認知度が低いために利用率が低い事業があります。事業のPRとともに、利用者の利便性向上につながる実施方法について検討する必要があります。

また、登園や降園時の送迎を行う「送迎保育ステーション事業」を実施している自治体があります。他自治体の状況を参考にしながら本市での実施について研究を進めます。

さらに、子育てコンシェルジュ等の支援員を配置するなど、事業についての情報提供や助言を行う「利用者支援事業」を実施します。

##### 【実施事業】

基本方針に基づいて次の事業を実施します。

#### ① 特定教育・保育施設等の推進体制の確保と子育て支援サービスの充実

##### ■ 保育サービスの充実

事業名等	取組事業内容	担当課
通常保育事業	保護者の就労または疾病等により、家庭において保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所で保育を実施します。保育内容の充実を図っていきます。	子育て支援課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常開所時間を超えて保育を実施し、延長時間のニーズに対応できるサービスと体制の充実を図ります。	子育て支援課
休日保育事業	休日(日曜・祝日)の保育体制(公立・私立)を検討していきます。	子育て支援課
障害児保育事業	家庭において保育することができないと認められる、集団保育が可能な障害児に対して積極的に保育を実施します。また、受入保育園に対しては加配分の人件費を対象に助成を実施し、障害児保育の充実を図ります。	子育て支援課

一時預かり事業	保護者の病気、冠婚葬祭等一時的に保育を必要とする場合、一時的に保育を行っていきます。	子育て支援課
私立幼稚園預かり保育事業	正規の教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かったり、保護者の急な用事で一時的に預かったりと保護者のニーズに対応できるように努めています。	子育て支援課
特定保育事業	保護者の就労形態が短時間、週に数日等で決まった日時のみ保育を必要とする児童を対象に保育を行っていきます。	子育て支援課
病後児保育事業	病気回復期にあり、保育を必要とする児童を保育所等に付設された専用スペースで保育する体制を整備していきます。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等会員同士の育児に関する相互援助活動を支援していきます。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした放課後児童クラブの充実を図るとともに、保育時間の延長など保護者のニーズの的確な把握と対応に努めます。	子育て支援課
ショートステイ事業	保護者の疾病などにより、児童の養育が困難になった場合、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かることで、子育て家庭を支援していきます。	子育て支援課
民間保育所運営改善等助成事業	児童及び保育士の処遇改善や保育所運営の充実に係る経費等を助成します。	子育て支援課
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業を図ります。	子育て支援課
保育所施設整備助成事業	園舎の新築・増改築の整備に対して助成します。	子育て支援課
私立幼稚園振興補助事業	私立幼稚園の設備整備に対し補助金を交付することにより、子どもの教育環境の改善を図ります。また、園児の健康診断に対する補助金を交付し保護者の負担軽減を図っています。	学校教育課
パパ・ママ応援ショップ事業	中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる子育て家庭に、お店で割引等のサービスが受けられる優待カードを配布する応援ショップ事業を、県と協同で実施していきます。また、協賛いただける店舗の拡充を図ります。	子育て支援課
赤ちゃんの駅事業	乳幼児を連れて外出した保護者が、オムツ交換や授乳に困った時に気軽に立ち寄ってもらい、オムツ交換や授乳場所、ミルクを作るお湯を、まち中の施設（駅）において提供し、気軽に外出できるように子育て家庭をまちぐるみで応援します。	子育て支援課

■相談・情報提供の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
利用者支援事業	子どもや保護者に対して、幼稚園、保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談、助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行います。	子育て支援課

地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子育て支援課
私立幼稚園子育て支援事業	子育て家庭を対象に就園前幼児やその保護者同士の交流や、保護者との相談による支援を行います。	子育て支援課
つどいの広場事業	乳幼児を持つ子育て中の親がうちとけた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場を提供します。	子育て支援課
保育サービスに係る情報提供事業	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	子育て支援課
子育て総合支援窓口における情報提供事業	子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスをワンストップで提供していき、支援内容を充実していきます。	子育て支援課
子育て情報誌提供事業	子育て情報を集約した「子育てガイド」を、妊娠届等の際に配布するとともに、各関連施設に配置し、また、情報の収集に努め内容の充実を図っていきます。	子育て支援課
市長への手紙事業	子育てに関する意見や提案などを、市民から直接市長にいただき、多様な声を市政に反映できるよう実施していきます。	秘書広報課
すくすくメール配信事業	出産・子育てをするうえでの孤立感や負担感の緩和を図るため、妊娠・出産・育児に関する基本情報やメンタルヘルスに関する情報、予防接種の日程等をメールで配信します。	子育て支援課

■経済的支援の推進

事業名等	取組事業内容	担当課
児童手当支給事業	児童手当は、児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。0歳から15歳になった後、最初の3月31日までの子どもを養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的としています。	子育て支援課
子ども医療費支給事業	0歳から中学校終了前の児童のいる家庭に対して、安心して医療を受けられるよう対象児童の医療費の助成を実施します。	子育て支援課
未熟児養育医療費支給事業	指定養育医療機関に入院中の未熟児の医療費を補助する制度です。県からの権限移譲により平成25年4月から本庄市の事業として実施しています。	子育て支援課
実費徴収に係る補給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	子育て支援課
保育所就園支援事業	保護者の経済的負担軽減のため、国の基準額に対し保育料の軽減を継続していきます。	子育て支援課
母子家庭等自立支援給付金等支給事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が職業能力を開発し就業に結び付け経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する場合、講座受講料の一部や修学促進費を支給します。	子育て支援課

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける県の制度で、市が申請の受付を行い、また、制度の周知を図ります。	子育て支援課
私立幼稚園就園奨励費補助事業	子どもを幼稚園に通園させている保護者に対し、家庭の所得に応じて保育料等の減免により経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
子どもいっぱい家族応援事業	同一世帯で児童が3人以上、かつ、第3子以降の児童が認可保育所や幼稚園を利用している世帯を対象に、第3子以降の保育料を無償とします。	子育て支援課 学校教育課

## ②ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりの推進

### ■仕事と生活の調和の推進

事業名等	取組事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発事業	ワーク・ライフ・バランスについて事業主や労働者、住民等への理解を促進するための啓発を行っていきます。	商工課 子育て支援課
男女共同参画推進事業	一人ひとりがその個性や能力を發揮しながら、共に協力し、社会のさまざまな分野でいきいきと活動することのできる環境づくりに向けて、各種事業を実施します。	市民活動推進課
労働時間の短縮啓発事業	労働時間を短縮し、女性と男性の労働者が家庭生活と地域活動に共に参加することができるように、事業所に対する啓発を図ります。	商工課
男性の育児休業取得推進事業	男性の育児休業取得を推進するため、事業所と従業員に対する啓発を図ります。	商工課
事業所内のワーク・ライフ・バランスの周知・啓発事業	事業所における次世代育成支援行動計画策定の啓発を行っていきます。	商工課
ハローワークの求人情報提供事業	ハローワーク本庄で発行している求人情報を庁舎・支所等に配置し、就業希望する市民に対して情報提供を行います。	商工課
内職情報提供事業	家庭外で働くことが困難な市民に内職情報の提供を行います。	商工課
労働法律相談事業	仕事に関する悩みや疑問についての相談窓口の設置と他機関の紹介を行います。	商工課
資格・技術取得情報提供事業	有効な資格や技能の取得ができるよう、情報の提供を行います。	商工課

## ③子育て支援のネットワークの充実

### ■地域の子育て支援のネットワークづくり

事業名等	取組事業内容	担当課
子育てサークル等への活動支援事業	子育てサークル等へ公共施設等での活動機会や場所の提供を行います。	子育て支援課
子育て支援ネットワーク推進事業	子育てに関する情報を共有するため、要保護児童対策地域協議会の構成機関や地域活動団体を含めた地域における子育て支援ネットワークを充実し、子育て支援体制の連携を図ります。	子育て支援課

主任児童委員定例会議	児童福祉専門の担当として情報交換と研修等により資質の向上に努め、児童委員の地域における活動への援助・協力と関係機関との連絡・調整により、児童委員と一体の活動を行います。	社会福祉課
本庄市民生委員・児童委員協議会	児童・母子福祉及び障害児者福祉の両部会を中心に各種講演会、施設見学等を実施し、児童委員としての資質向上を図り、地域における家庭・児童の健全育成の活動に取り組みます。	社会福祉課

## (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

### 【アンケート調査等からうかがえる市民ニーズ】

- ・ひとり親家庭への支援
- ・障害がある児童への支援

### 【現状と取り組みの方向性】

虐待を発見した際の迅速な対応に努めるとともに、被虐待児の保護者の支援にあたる職員の専門的知識・技術の向上を図ります。

また、母親家庭の母親や父子家庭の父親の就業促進につながる自立支援給付金等支給事業のいっそうの推進を図るなど、ひとり親家庭への支援に努めます。

発達に障害がある児童の支援については、児童発達支援の事業所は市内にないため、近隣の事業所を利用いただいています。放課後等デイサービスの事業所は市内に2箇所設置されていますが、受け入れ枠拡大のため、事業所の設置促進を図ります。

子どもの貧困対策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組んでいきます。

### 【実施事業】

基本方針に基づいて次の事業を実施します。

#### ①児童虐待防止対策の充実

##### ■児童虐待防止対策の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
家庭児童相談事業	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課
本庄市要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図ります。	子育て支援課
一時預かり事業(再掲)	保護者の病気、冠婚葬祭等一時的に保育を必要とする場合、一時的に保育を行っていきます。	子育て支援課

ショートステイ事業 (再掲)	保護者の疾病などにより、児童の養育が困難になった場合、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かることで、子育て家庭を支援していきます。	子育て支援課
地域子育て支援センター事業 (再掲)	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子育て支援課
つどいの広場事業 (再掲)	乳幼児を持つ子育て中の親がうちとけた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場を提供します。	子育て支援課
すくすくメール配信事業 (再掲)	出産・子育てをするうえでの孤立感や負担感の緩和を図るため、妊娠・出産・育児に関する基本情報やメンタルヘルスに関する情報、予防接種の日程等をメールで配信します。	子育て支援課

## ②ひとり親家庭等の支援体制の充実

### ■ひとり親家庭の支援体制の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
母子生活支援施設への入所支援事業	様々な事情や、最近多くみられる、家庭内暴力等により保護が必要またはこれに準じる家庭の母子を支援施設へ入所・保護するとともに、自立促進に向けての生活支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭児童就学支度金支給制度	中学校入学予定の児童を養育しているひとり親家庭の親に対し入学準備に必要な経費の一部を助成し費用負担の軽減を図るための県の事業で、市が申請の受付を行います。制度の周知、利用の促進に努めます。	子育て支援課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 (再掲)	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける県の制度で、市が申請の受付を行い、また、制度の周知を図ります。	子育て支援課
特定者用JR定期乗車券割引制度	児童扶養手当受給者(含同一世帯員)がJR定期乗車券割引制度を利用する際の申請受付及び特定者用乗車券購入証明書を発行します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	母子家庭等の生活の安定を図るために児童扶養手当の支給を行います。	子育て支援課
母子家庭等自立支援給付金等支給事業(再掲)	母子家庭の母及び父子家庭の父が職業能力を開発し就業に結び付け経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する場合、講座受講料の一部や修学促進費を支給します。	子育て支援課
家庭児童相談事業 (再掲)	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課

## ③障害児施策の充実

### ■障害児施策の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
個別相談・教室・巡回支援等事業	発達障害児や発達に課題のある子どもに対し、個別や集団での指導、個別相談、巡回指導等を実施し、子どもの発達を促すための支援をしていきます。	健康推進課
早期療育充実に向けた関係機関との連絡調整	発達障害児や発達に課題のある子どもの支援機関の関係者が、情報交換や情報共有を行うことにより、子どもや保護者が一貫した支援を受けられるよう努めます。	健康推進課
障害がある児童の総合療育相談とケアマネジメント事業	障害がある児童または障害の可能性のある児童に、必要な訓練または福祉サービスについて障害福祉課、健康推進課、家庭児童相談員、障害者生活支援センターが連携しつつ総合的に相談して、児童と保護者を支援していきます。	子育て支援課 健康推進課 障害福祉課
障害者手帳制度	児童に障害があることが確認された場合、児童とその保護者が必要な福祉サービスを速やかに利用できるように内容の周知を図り、身体障害者手帳または療育手帳の取得を支援していきます。	障害福祉課
障害者手当支給事業	重度障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担の軽減のため、次の手当を支給します。 ①障害児福祉手当（常時介護が必要な重度障害がある児童） ②在宅重度心身障害者手当（障害児福祉手当が支給外の重度障害がある児童＝身体障害者手帳1～2級、療育手帳Ⓐ、Aの所持者）	障害福祉課
補装具・日常生活用具給付事業	障害がある児童に、必要な補装具及び日常生活用具を支給し、障害の更生と日常生活の自立を図っていきます。	障害福祉課
重度心身障害者医療費支給事業	重度の障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担を軽減するため、保険診療の自己負担金を医療費として支給していきます。（対象者＝身体障害者手帳1～3級、療育手帳Ⓐ・A・Bを所持する児童）	障害福祉課
障害児通所支援給付事業	障害がある児童または発達に問題があると思われる児童に、必要な訓練を提供する障害児通所支援の利用を推進して、障害の更生、発達の援助を図ります。	障害福祉課
在宅障害者支援事業	心身障害児（者）生活サポート事業など様々な在宅福祉サービスの利用を推進することにより、障害がある児童の世帯の負担を軽減します。	障害福祉課
家庭児童相談事業（再掲）	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課

#### ④子どもの貧困対策の推進

##### ■子どもの貧困対策の推進

事業名等	取組事業内容	担当課
（仮称）貧困対策推進事業	貧困対策を推進するうえで、子どもの貧困対策について検討・調整し実施を図ります。	社会福祉課

実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	子育て支援課
ひとり親家庭児童就学支度金支給制度（再掲）	中学校入学予定の児童を養育しているひとり親家庭の親に対し入学準備に必要な経費の一部を助成し費用負担の軽減を図るための県の事業で、市が申請の受付を行います。制度の周知、利用の促進に努めます。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業（再掲）	ひとり親家庭に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業（再掲）	母子家庭等の生活の安定を図るために児童扶養手当の支給を行います。	子育て支援課
母子家庭等自立支援給付金等支給事業（再掲）	母子家庭の母及び父子家庭の父が職業能力を開発し就業に結び付け経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する場合、講座受講料の一部や修学促進費を支給します。	子育て支援課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（再掲）	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける県の制度で、市が申請の受付を行い、また、制度の周知を図ります。	子育て支援課

### （3）妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

#### 【アンケート調査等からうかがえる市民ニーズ】

- ・ 母親や乳児の健康の確保
- ・ 妊娠や出産に関する不安の解消
- ・ 夜間診療及び小児医療体制の充実

#### 【現状と取り組みの方向性】

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援のため、利用者支援事業を実施するほか、子どもや母親の健康のため健診事業や相談事業のさらなる充実に努めます。また、経済面や出産休暇後の職場復帰の不安、出産・育児期の不安などが出産をためらう要因であると考えられるため、育児にかかる経済的負担を和らげる方策や効果的な情報発信により妊産婦や子育て中の方の負担・不安の解消を図ります。

医療体制の充実については、平日夜間の診療拡充に向けた検討を進めていきます。平日夜間と休日昼夜の小児二次救急患者の受け入れは、行田総合病院と深谷赤十字病院、公立藤岡総合病院の3病院が対応しています。また、保護者等に対する救急時の対応方法やかかりつけ医を持つことの意義等に関する周知を図っていきます。

さらに、子どもの食生活の乱れの改善や思春期における心身の健やかな成長のため、食育の推進や思春期保健対策に取り組みます。

【実施事業】

基本方針に基づいて次の事業を実施します。

①子どもや母親の健康の確保

■子どもや母親の健康の確保

事業名等	取組事業内容	担当課
妊婦健康診査	妊婦の健康管理の一環として、一般健康診査や HIV 検査の実施及び対象となる妊婦への超音波検査の実施を進めていきます。	健康推進課
乳幼児健康診査	「4か月児健康診査」、「1歳6か月児健康診査」、「3歳児健康診査」乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、健康の保持増進及び育児不安等を持つ親への支援として実施します。受診後のフォロー体制を整備していきます。	健康推進課
乳幼児健康相談事業	「10か月児健康相談」、「2歳児健康相談」、「すくすく相談」、「電話相談」保健師・看護師・栄養士による個別相談や母子関係形成に向けての集団指導を実施します。	健康推進課
乳幼児歯科健康診査・ 歯科健康相談事業	「1歳6か月児健康診査」、「2歳児健康相談」、「3歳児健康診査」の際、同時に実施します。乳幼児の歯科健診やブラッシング指導を個別、または集団指導の形で行い健康の維持増進を図ります。また、フッ素塗布の実施を検討していきます。	健康推進課
未熟児・新生児・乳幼児・ 妊産婦訪問事業	出産後、育児不安の強い2か月位までの間に訪問を行います（状況によってはその後も継続）。母の育児不安の解消や乳児の発達・発育状況の確認により、児童虐待の防止や以後の健やかな成長への支援につなげます。	健康推進課
養育支援訪問事業	関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を専門員の保健師等が訪問により実施していきます。	健康推進課
両親学級「おや親タマゴ」	妊娠・出産について学ぶことで安心してお産にのぞめるようにします。また、場の提供が友達づくりへの一助となり、孤立した育児にならないよう支援していきます。	健康推進課
育児学級「コアラクラス」	身体的にも精神的にも成長発達が著しい6か月～8か月児を持つ保護者を対象に、からだやことば・心の発達・子どもの成長に欠かせない食事などについて情報を提供し、保護者の気づきや成長を促せるように支援を行っていきます。	健康推進課
利用者支援事業(再掲)	子どもや保護者に対して、幼稚園、保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談、助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行います。	子育て支援課
すくすくメール配信事業 (再掲)	出産・子育てをするうえでの孤立感や負担感の緩和を図るため、妊娠・出産・育児に関する基本情報やメンタルヘルスに関する情報、予防接種の日程等をメールで配信します。	子育て支援課

②「食育」の推進

■「食育」の推進

事業名等	取組事業内容	担当課
保育所における「食育」推進事業	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成していきます。	子育て支援課
学校教育における「食育」推進事業	学校教育課程において給食指導や教科等を通して子どもたちに食と健康との関連を身に付けさせていきます。	学校教育課

③思春期保健対策の充実

■思春期保健指導の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
薬物乱用防止教室事業	学校薬剤師、学校医、警察、保健所等の協力のもと、児童生徒を対象とした薬物乱用防止教室を開催します。	学校教育課
学校保健委員会事業	学校薬剤師、学校医等の協力のもと、学校保健委員会を開催します。必要に応じて、児童生徒も参加して行います。	学校教育課

④医療支援の充実

■小児医療の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
休日急患診療所運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、休日の急患に対応するため保健センター内にて診療所を運営します。	健康推進課
在宅当番医制運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、内科、小児科系以外の医療機関が休日に診療を行い、救急患者に対応します。	健康推進課
第二次救急医療病院輪番制運営事業	比較的高度の医療を必要とする救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。	健康推進課
小児二次救急運営事業	熊谷市、行田市、深谷市、本庄市、寄居町、上里町、美里町、神川町の各圏域が共同して救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。	健康推進課
小児救急医療後方支援事業	小児二次救急診療業務の空白日対応について、深谷市と児玉郡市で協定を結び深谷赤十字病院及び熊谷総合病院で実施していきます。	健康推進課
小児初期救急運営事業	平日夜間の初期救急の確保や、二次救急維持の観点から、本庄総合病院と協定を結び、小児初期救急の場として火曜日の夜間診療を行います。	健康推進課

## (4) 豊かな心を育む教育環境の整備

### 【アンケート調査等からうかがえる市民ニーズ】

- ・子どもの教育環境の整備

### 【現状と取り組みの方向性】

様々な活動を通して人とかがわりを持つことや、自然に触れる機会を設けるなど、体験学習を実施するほか、親の学習を推進することで保護者や家庭の教育力の向上を図り、子どもの豊かな心を育む教育環境を整えます。

また、子どもの健康に関する取り組みとして、子どものみならず保護者に対しても食育の推進を図ります。

さらに、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な整備を検討するなど、放課後の児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりに努めます。

### 【実施事業】

基本方針に基づいて次の事業を実施します。

#### ①親の学習推進

##### ■親の力の向上

事業名等	取組事業内容	担当課
親の学習推進事業	子育てしている親や将来親となる世代を対象に、親の力を高め、親が親として成長するための「親の学習」を「本庄市親の学習手引書」と「本庄市親子手帳」に基づき推進します。	生涯学習課

#### ②児童の健全育成

##### ■児童の健全育成

事業名等	取組事業内容	担当課
青少年健全育成事業	地域の青少年育成団体の活動を助成するとともに、本庄市青少年育成市民会議を中心に、「青少年健全育成のつどい」、「非行防止緊急パトロール」、「各種啓発活動」等の実施や、インターネット・携帯電話など現代社会の新たな青少年問題に対応します。	生涯学習課
児童センター運営事業	子どもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っていきます。子育て支援の地域拠点として、つどいの広場や子育てサロン等も開催しています。また、(仮称)児玉児童センターは児玉地域の新たな子育て支援の地域拠点としての機能を果たしていきます。	子育て支援課

本庄市国際交流協会への補助事業	子供や子育て世代を含む日本人と外国人との交流を深めるため、親子で参加できる「バーベキューパーティー」「多国籍料理教室」「交流バスツアー」「クリスマスパーティー」「日本語教室」等、各種事業を実施している国際交流協会協会を支援しています。	秘書広報課
おはなし会	就学前児童親子や小学校低学年を対象に、図書館本館では毎月第2・4土曜日に、図書館児玉分館では毎月第2土曜日にボランティアと連携し児童の健全育成に役立つ本の読み聞かせや本の紹介、紙芝居、パネルシアターを実施します。	図書館
子ども体験教室	市内の小学生を対象に各公民館で様々な体験教室を実施します。また、夏休み時期にも「サマーチャレンジ」として各公民館で様々な体験教室を実施します。	生涯学習課

### ③子どもの健やかな成長を支える教育環境等の整備

#### ■確かな学力の向上

事業名等	取組事業内容	担当課
教育機器整備事業	情報化の進展に対応した学習環境を整備するため、各小・中学校のコンピュータ教室に情報機器等を整備し、教育環境の充実を図ります。	教育総務課
特別支援教育推進事業	発達障害児を含めた障害児等の適応指導や相談の実施、特別な教育的ニーズに応じた指導を行えるように学校の校内体制整備の支援を行うとともに、小・中学校にふれあいボランティア等を配置し、障害を抱える子どもへの支援を行います。	学校教育課
IT教育推進事業	教職員研修を実施し実践的なICT活用指導力の向上を図り、あらゆる教科でのICT活用を推進します。	学校教育課
学習サポート事業	すべての学年が複数クラスで構成される小学校に学習補助教員を配置し、担任と協力し、授業のサポートを行います。	学校教育課

#### ■豊かな心の育成

事業名等	取組事業内容	担当課
総合的な学習時間の支援事業	本庄早稲田国際リサーチパークや社会福祉協議会との連携をはかりながら、総合的な学習時間における福祉教育や環境教育、国際理解教育等の分野において、小・中学校への支援を行なっています。	学校教育課
中学生社会体験チャレンジ事業	生徒が地域の中で様々な社会体験活動（職場体験）を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。	学校教育課
地域ふれあい講演会	地域の多様な体験を持つ人の話を聞くことで、中学生に豊かな心を育むとともに、広い意味でのキャリア教育を行います。	学校教育課
こども環境教室	川の水生生物調査等を実施し、子どもたちに川などの現状や汚れた原因を理解してもらい、排水対策など環境への配慮を啓発します。	環境推進課

青少年平和学習事業	今後の社会を担う中学生に原爆投下による悲劇を知ってもらい、恒久平和の尊さを認識してもらうことにより、戦争や核兵器のない世界をつくる心を育てることを目的として、市内の公立4中学校の2年生を対象とした青少年平和学習を実施しています。	秘書広報課
中学生まちづくり議会	未来を担う中学生に市議会議場を開放し、市議会定例会と同じ形式で中学生議員として本庄市のまちづくりに対する考え方の発表や提案を行い、市政への関心と理解を深めるとともに、市行政への市民参加意識の高揚を図ります。	秘書広報課
ふれあい教室	ふれあい教室では、不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、個別指導により基礎学力の補充をし、社会性を身に付けさせることにより、再び登校できるよう支援していきます。	学校教育課

■健やかな体の育成

事業名等	取組事業内容	担当課
定期健康診断事業	市内小中学校において、児童生徒の心とからだについて、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。	学校教育課
就学時健康診断事業	小学校新一年生になる幼児を対象に、健康診断・知的発達検査・ことばの検査等を実施し、その診断結果に基づき、治療の勧告、助言等就学に関し適切な指導を行います。	学校教育課
保育所における「食育」推進事業（再掲）	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成していきます。	子育て支援課
学校教育における「食育」推進事業（再掲）	学校教育課程において給食指導や教科等を通して子どもたちに食と健康との関連を身に付けさせていきます。	学校教育課

■信頼される学校づくり

事業名等	取組事業内容	担当課
学校評議員制度	学校・家庭・地域が連携し開かれた学校を目指し、学校評議員を設置しています。学校は、保護者や地域住民、その他関係者の理解を深めるとともに連携及び協力の推進を依頼しています。	学校教育課

④家庭や地域の教育力の向上

■家庭教育への支援の充実

事業名等	取組事業内容	担当課
子育て支援講座	子育て支援団体と連携して主に乳幼児親子を対象に「子育て講座」を開催し、子育ての楽しさを感じてもらったり、仲間づくり等により子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	子育て支援課
本庄市立小学校PTA家庭教育学級	市内公立小学校を会場に、主にPTA会員を対象として各種の講座を開催するPTA家庭教育学級を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。	生涯学習課

本庄市立中学校開放講座	市内公立中学校を生涯学習の場として開放し、地域の市民を対象として、学校の特色を生かしながら、各種の講座を開催する中学校開放講座を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。	生涯学習課
ブックスタート事業	保健センターで実施している9～10か月児健康相談時に「読み聞かせ」の説明や実演と推奨本の紹介をします。ブックスタートパック（絵本と袋、ガイド等）の配布により家庭における幼児の健全育成を図ります。	図書館

■地域の教育力の向上

事業名等	取組事業内容	担当課
スポーツ・レクリエーション教室	市民が求めるスポーツを行なう場所と機会を提供するため、本庄市体育協会、本庄市レクリエーション協会及び本庄市スポーツ推進員と連携を図り、子どもや初心者から参加できるスポーツ教室を開催します。	体育課
スポーツ少年団育成事業	少年たちの自由時間活動を、スポーツを中心とした活動で青少年期における人間形成を主眼とし、健康なからだところを育てることを目的とするスポーツ少年団の育成を図ります。	体育課
老人クラブ活動育成事業	市民のだれもが老後を健康でいきいき暮らせるように、老人クラブ活動の育成・支援などを図り、この活動の一環として子どもたちとの世代間交流を行います。	介護いきがい課
市民総合大学推進事業	市民総合大学で、子育てする親にも参加しやすい時間や会場、環境を整えた生涯学習の場を提供するとともに、子育て支援や次世代育成を推進する内容のプログラムを実施します。	生涯学習課

(5) 子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備

【アンケート調査等からうかがえる市民ニーズ】

- ・子どもに対する犯罪や事故の撲滅
- ・子育てしやすいまちの環境面での充実
- ・公園等、子どもの安全な遊び場の確保

【現状と取り組みの方向性】

中学生の自転車人身事故の増加から、市内4中学校を対象にスタントマンによる交通事故を実演により、危険性を疑似体験してもらうことで、交通ルール遵守の意識を高めるための交通安全教室に新たに取り組んでいます。

また、道路、公園の整備等、犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりを行うほか、学校、警察、保護者、地域住民とともに子どもたちを犯罪の被害から守っていく体制を強化していきます。

【実施事業】

基本方針に基づいて次の事業を実施します。

①良質な住宅及び良好な居住環境の確保

■良質な住宅の確保

事業名等	取組事業内容	担当課
市営住宅運営事業	良質で低廉な市営住宅の供給を行います。	営繕住宅課

■良好な居住環境の確保

事業名等	取組事業内容	担当課
シックハウス対策事業	化学物質（ホルムアルデヒド、クロルピリホス）による室内空気汚染によって、衛生上の支障が生じないように建築材料及び換気設備について審査を行い、居住者の健康、とりわけ影響を受けやすい子どもの健康被害を防止します。	建築開発課
本庄市都市計画マスタープラン推進事業	「持続可能な都市」を目指して、子育て家庭をはじめ全ての市民が安全、安心、快適に住み続けられる住宅地の形成を図ります。	都市計画課
公園整備事業	市民がうるおいのある居住環境の中で日常生活を送れるよう、また、子どもの安全な遊び場を確保するため、公園の整備・充実を図ります。	都市計画課
公園・緑地維持管理事業	安全で快適な公園・緑地及び緑道の維持管理を行います。	都市計画課
バリアフリー推進事業	歩道幅員の確保、段差の解消、障害物の除去など歩道のバリアフリー化や公共施設のスロープの設置、段差の解消などの推進を目指します。	建設課 施設管理担当課

②子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進

■交通安全教育の推進

事業名等	取組事業内容	担当課
交通指導員配置事業	主に児童の登校時の交通安全を図るため、朝の通学路での交通指導を行う交通指導員を配置します。	危機管理課
交通安全教室	児童を交通事故から守るため、小学生及び就学予定の児童を対象に歩行の仕方、自転車の乗り方・ヘルメットの着用等を各小学校や保育所、幼稚園を巡回して、交通安全教室を実施します。	危機管理課
交通安全推進団体への交付金の交付事業	交通安全対策協議会・交通安全母の会に対し交付金を交付し、交通安全対策事業等を推進します。	危機管理課
チャイルドシート装着・普及促進事業	チャイルドシートの重要性を呼びかけ装着の促進を図るため、街頭での啓発活動等を実施します。	危機管理課
中学生スクアードストレート※1交通安全教室	中学生による自転車人身事故の増加から、市内の4中学校を対象に自転車安全利用を目的として、スタントマンによる交通事故の再現・実感することで、危険行為を未然に防ぎ交通ルール遵守を目的に、2か年で順次実施する。	危機管理課

※1 スクアードストレート：恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。

■安全な交通環境づくり

事業名等	取組事業内容	担当課
バリアフリー推進事業 (再掲)	歩道幅員の確保、段差の解消、障害物の除去など歩道のバリアフリー化や公共施設のスロープの設置、段差の解消などの推進を目指します。	建設課 施設管理担当課
放置自転車対策事業	駅周辺や歩道上の放置自転車の防止及び撤去を行い、安全な交通環境を保ちます。	環境推進課
交通安全施設設置事業	道路照明灯・道路反射鏡・区画線・ガードレール等の整備を行い、交通事故の防止を図ります。また、市民から寄せられた信号機の設置、速度抑止施策の実施などをとりまとめ、警察へ要望します。	危機管理課
道路改良事業	狭あい道路や生活道路について、年次計画を立てて用地買収を行い、側溝等を整備し拡幅工事を行うことにより、通行の安全を図ります。	建設課
道路舗装事業	幹線道路の安全性を確保することや生活道路の舗装を行うことにより、通行の安全を図ります。	建設課
側溝改良事業	雨水対策として、低地の浸水等を防ぐために側溝、雨水排水管等の整備を図り、結果として安全な交通環境づくりを図ります。	建設課

③子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

■子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

事業名等	取組事業内容	担当課
保護者・地域との連携による防犯活動推進事業	保護者、PTA、地域住民、学校、警察などが連携・協力して「子ども110番の家設置」や「通学路、学校付近のパトロール活動」を行い、防犯活動を推進します。	学校教育課
不審者対応マニュアルによる犯罪被害の防止対策事業	児童生徒の安全を確保するため、各学校で不審者対応マニュアル、危機管理マニュアル等を作成しており、これらのマニュアルをもとに研修を行ない、犯罪被害の防止に努めます。	学校教育課
防犯活動推進事業	警察署をはじめとする関係機関と連携して防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりをすすめることにより、子ども等市民を犯罪から守ります。	危機管理課
市民による防犯活動支援事業	子どもをはじめ市民が安全で安心に住むことができるまちづくりのため、市民が行う防犯パトロールや防犯に関する普及啓発活動等を支援します。	危機管理課
防犯灯設置推進事業	夜間における子ども等への犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置を推進します。	市民活動推進課
CAP事業	人形劇や寸劇を通して、いじめや連れ去りなどの犯罪から自ら身を守ることを学ぶCAPプログラムの活用について、学校や幼稚園、保育所(園)などの関係機関と連携し検討していきます。	子育て支援課